

新たな地域クラブ活動「MIYA活」運営業務委託 プロポーザル実施要領

1.業務の目的

新たな地域クラブ活動「MIYA活」運営業務委託仕様書(以下、仕様書という)のとおり。

2.業務の概要

(1)名称 新たな地域クラブ活動「MIYA活」運営業務委託

(2)場所 宮崎市

(3)内容 別紙仕様書のとおり

(4)履行期間 契約締結日から令和10年3月31日まで

(5)提案限度額(消費税及び地方消費税を含む)

下記のとおりとする。ただし、以下の「実費精算対象経費」については、実際の発生額に応じて精算・支払いを行う。審査の公平性を保つため、「実費精算対象経費」は、市が指定する下記の概算額を見積書に記載すること。

各実費精算対象項目の詳細については、新たな地域クラブ活動「MIYA活」運営業務委託仕様書および市の公式HP等を参照すること。

(円)

項目		R8上限額	R9上限額
提案対象経費	①人件費、諸経費等	4,190,000	9,354,000
実費精算 対象経費	②システム手数料	3,712,000	7,168,000
	③小規模クラブ補填	5,448,000	10,896,000
	④免除世帯会費補填	8,687,000	22,586,200
	⑤消費税支出(会費収入課税分)	3,600,000	9,360,000
	⑥契約消費税	10%の契約消費税を計上	10%の契約消費税を計上
提案限度額		28,200,000	65,300,000

3.プロポーザル方式により受託候補者を選定する理由

価格のみによる競争では、目的を達成できない業者が選定される恐れがあることから、専門的な知識・経験を有する業者からの提案を受け評価し、受託候補者を選定するため。

4.プロポーザル方式及びその理由

広く提案を受ける必要があることから「公募型」とする。

5.業務スケジュール(予定)

公募開始日	令和8年9月16日(水)
参加申込書受付締切日	令和8年10月7日(水)
参加資格確認結果通知日	令和8年10月8日(木)
質問の締切日	令和8年10月8日(木)
質問に対する回答日	令和8年10月13日(火)
提案書等の提出締切日	令和8年10月19日(月)
プレゼンテーション・審査会	令和8年10月23日(金)
審査結果通知	令和8年10月26日(月)
契約締結	令和8年10月下旬

※ただし、各実施日については、事務の都合等により変更の可能性あり。

6.参加資格

企画提案に参加する者は、次に掲げる要件をすべて満たしていること。

- (1)地方自治法施行令第167条の4第1項に該当する者でないこと。
- (2)成年被後見人、被保佐人、契約の締結に関し同意権付与の審判を受けた被補助人、営業を許可されていない未成年者及び破産者で復権を得ない者のいずれにも該当しないこと。
- (3)会社更生法(平成14年法律第154号)第17条の規定に基づく更正手続開始の申し立て又は民事再生法(平成11年法律第225条)に基づく再生手続開始の申し立てをしている者でないこと。
- (4)宮崎市税及び国税について滞納がないこと。
- (5)法人等にあつては役員等(個人にあつてはその者)が宮崎市暴力団排除条例(平成23年条例第47号)第2条第3号に規定する暴力団関係者ではないこと。
- (6)参加申込書の提出期限から受託候補者の選定までの間に、宮崎市の競争入札において入札参加資格停止措置を受けていないこと。

7 参加申込の手続き

- (1)事務局(問い合わせ先)

〒889-1696 宮崎市清武町西新町1番地1 宮崎市教育委員会学校教育課(担当:佐藤、道久)

電話 0985-85-1825 FAX 0985-44-1564

Mail:45gakyou@city.miyazaki.miyazaki.jp

- (2)提出書類

- ①様式第1号 参加申込書兼誓約書

②様式第2号 法人等の概要

③様式第3号 役員の氏名・住所等一覧表

④様式第4号 暴力団排除に関する誓約書兼照会承諾書

⑤登記事項証明書

現在事項全部証明書、履歴事項全部証明書のどちらでも可。発行日から2か月以内のもの。写し可。

⑥納税証明書

所轄税務署発行のもので、発行日から2か月以内のもの。写し可。

⑦滞納無証明書(原本)※宮崎市に事業所がある場合のみ

宮崎市発行のもので、発行日から2か月以内のもの。

※参加申込書提出時点において宮崎市競争入札参加者資格名簿に登録されている事業所は、③～⑦の提出は不要。

(3)提出方法

持参又は郵送(書留郵便に限る)により、(1)の事務局あて提出すること。

(4)提出期限

1 持参の場合 令和8年10月7日(水) 16:30まで(土曜、日曜及び祝日を除く)

2 郵送の場合 令和8年10月7日(水)必着

(5)参加申込の結果通知

参加申込の結果について、令和8年10月8日(木)までに通知する。

8.質問及び回答

(1)質問

1 質問方法 様式第5号質問書をメール又はFAXにより、7(1)の事務局あて送付すること。

(必ず事務局へ着信確認の連絡を行ってください。)

2 受付期間 令和8年10月8日(木)まで

(2)回答

1 回答方法 本市のホームページに掲載し、個別には回答しない。(指名型の場合には、指名業者全者に通知する。)

2 回答日 令和8年10月13日(火)まで

9.企画提案書の提出

(1)提出書類

1 企画提案書(様式第6号)

2 見積書(任意様式・参考様式の添付あり)

(2)提出方法

持参、メール、郵送(書留郵便に限る)により、7(1)の事務局あて提出すること。

(3)提出期限

1 持参、メールの場合 令和8年10月19日(月)16:30まで(土曜、日曜及び祝日を除く。)

2 郵送の場合 令和8年10月19日(月)必着

(4)企画提案書の作成方法

企画提案仕様書のとおり。なお、真に必要な場合を除き、提案書等には、個人情報やそれを類推されるような情報は記載しないこと。

(5)提出部数

<持参、郵送の場合>

正本を1部、副本を7部提出すること。なお、1部ごとに一冊のファイルに綴じること。また、副本7部については、会社名や会社を特定できる部分を消して作成すること。

<メールの場合> 正本データファイル、副本データファイルをファイル名を明確に区分して作成すること。また、副本については、会社名や会社を特定される部分を消して作成すること。

10.評価方法

(1)評価基準

別紙「評価基準」のとおり

(2)プレゼンテーション及びヒアリングの実施

企画提案書及び見積書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。

1 日程 令和8年10月23日(金)AM予定 (日程については別途連絡する。)

2 出席者 1者5名以内

3 実施時間 プレゼンテーション1者20分以内、質疑応答10分以内

4 貸出物品 机・椅子・電源・モニターとする。それ以外の物品については、参加業者の負担において用意すること。

(3)受託候補者の選定方法

1 新たな地域クラブ活動「MIYA活」運営業務事業者選定委員会設置要綱第3条に規定する委員が、提案内容の審査を行い、評価基準に基づき採点を行う。

2 失格者を除き、各委員の採点の合計点数が最も高い提案業者を受託候補者として選定する。

3 合計点数が同一の参加業者が複数いた場合には審査表の「(2)運営・管理に関する実務業務」の項目の評価点が高い参加業者を受託候補者とする。

4 上記にかかわらず、合計点数が評価基準点数全体の6割未満の場合には、受託候補者として選定しない。

(4)その他

次に掲げるいずれかに該当した場合には、失格とする。

1 参加申込書又は提案書類について、提出期限を過ぎて提出された場合

2 提出書類に虚偽の記載があった場合

3 見積金額が、提案限度額を超えている場合

- 4 プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- 5 審査の公平性を害する行為があったと市が認める場合 など

11.選定結果の通知・公表

選定結果は、選定作業終了後全ての提案事業者に書面で通知する。

また、選定結果通知日の翌営業日以降に、次の項目を本市のホームページに公表する。

- ・受託候補者の名称、点数
- ・参加業者の名称(50音順)
- ・受託候補者以外の点数(点数の高い順)

(受託候補者以外の参加業者の名称と点数は関連付けない。)

12.契約に関する事項

(1)契約の締結

受託候補者と宮崎市の間で、委託内容、経費等について再度調整を行った上で協議が整った場合、契約を締結する。

(2)契約保証金

契約締結にあたっては、受注者は宮崎市財務規則(平成元年規則第1号)第105条1項の規定に基づく契約保証金を納付しなければならない。ただし、同規則第105条第1項各号に該当するときは免除とする。

(3)その他

- 1 契約代金の支払は、精算払いとする。
- 2 受託候補者の選定後、特別な事情により契約を締結しない場合は、その理由を記載した辞退届を提出すること。なお、この場合、次順位者を受託候補者とする。

13.その他

(1)提出書類の取扱い

- 1 提出された書類は、返却しない。
- 2 提出された書類の訂正・差替えは認めない。ただし、市から指示があった場合は除く。
- 3 提出された書類は、本プロポーザルにおける受託候補者選定以外の目的では使用しない。ただし、情報公開請求があった場合には、宮崎市情報公開条例に基づき対応する。
- 4 提出のあった書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。

(2)その他

- 1 本プロポーザルに係る費用については、すべて参加業者の負担とする。
- 2 参加申込書の提出後、本プロポーザルへの参加を辞退する時は、辞退届を提出すること。
- 3 企画提案書及び見積書は、1者につき1提案に限る。

附 則

この要領は、令和8年9月16日から施行し、本業務の契約締結をもって、その効力を失う。